



広報

ごよがわら

発行所
五所川原市役所
399号
昭和52年5月1日
印刷 西北印刷

市の人口 男 25,281人
52,255人 女 26,974人

世帯数 14,058
(昭和52年4月1日現在) 住民基本台帳から



清掃に 植樹奉仕

働く若者たちの奉仕活動グループ、五所川原青年クラブ(藤森健悦会長)は、

さる四月十七日、牧水公園のひょうたん池を清掃奉仕しました。写真もまた、

飯詰にある勤労青少年体育センターの周りに桜の苗木四十本を植えました。

「花と緑の市」にぎわう 入学の記念樹も贈る



開会式でテープを切る関係者

春の訪れを告げる環境緑化まつり「花と緑の市」が四月二十日から四日間、市庁舎前おまつり広場で開かれ、緑と花を求める市民で終日にぎわいました。

会場のおまつり広場には約千五百種、数万本の庭木や鉢物で埋まり、午前九時から記念アーチの下で行なわれた開会式では、寺田市長が、「環境の緑化は、ただ植え放しで出来るものではなく、日頃の手入れこそが大切です」とあいさつしました。

その後、平山北五地方林業振興協議会長が小山市教育長に学校樹の目録を贈り、続いて同市教育長から丸木靖弘君(五小一年)ら三人のよい子の代表は梅と桜の入学記念樹を手渡しました。市が、四十一年から小中学生の入学を記念し行なっているもので、これまで二万一千五百本を贈り、今回は、桜と梅あわせ千七百四十本を贈ったものです。

関係団体のテントやピニールハウスが並び、さまざまな庭園樹が展示された会場には緑や花を待ちかねた市民がどっとおし寄せました。

会期中には、クロマツやナナカマドなど五種、約三千五百本の苗木が無料で配布され、人気を呼んでいます。



にぎわった「花と緑の市」



その 16

水の使用量は、どんどんふえています。

昨年は、一日最大給水量が一四、〇〇〇立方米余といういままでにない給水量を記録しました。市庁舎をマスとしたら一杯分がおおよそ一五、〇〇〇立方米であるので、ほぼ市庁舎一杯

握手する新旧両市長



寺田秋夫新市長と佐々木栄造前市長の市役所と消防事務組合の事務引き継ぎが、さる三月九日市長室で行なわれました。

この日午前十時すぎ、市長室に姿を見せた佐々木前市長は、船水前情報課長と各課(会)から提出された関係書類について説明し、寺田市長は、「たい」と応えていました。

寺田市長は、継続事業、予算関係など市政全般にわたって書類に目をおし引き継ぎました。

新旧両市長、バトンタッチ

市の事務を引き継ぐ、次いで、新旧両市長は握手、佐々木前市長が「がんばって下さい」と言えば、寺田新市長「対話のある行政をすすめて行きたい」と応えていました。

どんどんふえる水の需要

分近くの水量ということになります。

これは、昭和四一年とくらべるとこの一〇年間に約二倍のふえかたをしたことになり、これからも、ふえ続けるものと予測されます。

このように水の使用量がふえる原因として

- 給水区域の拡大
- 人口(とくに世帯)の増加
- 生活様式の多様化

の急速な水の需要は、この目標年を大中に手直しせざるを得ないものとなっています。

もとより、目標年次以降の水道水源については、浅瀬石ダムからの導水までの期間の水不足の心配が現実の問題になってきています。

ホームヘルパー 養成講座のご案内

老人、身体障害者等の看護や育児などの家庭援護を行なう「老人家庭奉仕員」の養成を図るため、県が主催して行なう養成講座です。

- ▷受講対象者 50歳未満の女性
 - ▷講習期間 6月1日～6月28日まで(土、日、祝日を除く)20日間。(毎回午前10時～午後3時半)
 - ▷ところ 市内上平井町「北地方教育会館」
 - ▷講習の内容は 社会福祉(ホームヘルプ制度、社会知識)理論と実習(食物、被服、住居、育児、家庭看護など)、社会福祉施設の見学。
 - ▷受講希望者は 5月15日まで、市福祉事務所へ。
- なお、受講料は無料で、昼食は自己負担ですが、交通費など詳しくは、市福祉事務所福祉係(52111内線263)にお問い合わせ下さい。

生活環境
パートロール本部
住みよい
環境づくりに
でんわ
(5) 1414

行政管理序では、住民の行政に関する苦情等の相談に応じ、その解決を手助け

役所仕事で困ったことは？

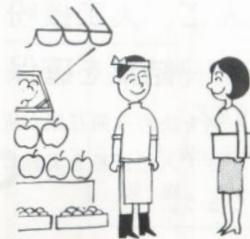
行政相談委員にご相談を

するため、次の方を行政相談委員に委嘱しております。
◆坂本甚作さん (市内)

姥滝字桜木、電話⑤3048番
◇成田栄一さん (市内寺町四四、電話④3028番)
相談は無料で口頭、電話手紙のいずれの方法でも良く、相談を受けた行政相談委員は、秘密を守り親身にお世話することになっております。

相談の内容は、役所の仕事に関するものであれば何でもよく、例えば、役所の仕事が遅い、不親切だ、納得できない、法律や手続きが判らない等、日頃お困りになっていること、不満に思っていることが対象になります。

五月二十日から二十七日まで「昭和五十二年全国物



物価調査にご協力を

全国いっせいに実施

「物価統計調査」が実施され、この調査は、私たちの生活にとって重要な品物の価格等を調査し、経済運営の基礎資料を作成するために行なわれる国の基本的な統計調査で、全国で約二十万の店舗、事業所において、主な取扱品の価格等を記入していただくものです。なお、調査は統計を作成するためのみに用い、それ以外の目的、たとえば、徴税などの目的に用いることは絶対にありません。

全国的に実施するので、調査員が伺いましたらよろしくご協力くださるようお願いいたします。

(市商工観光課)

身体の不自由な方へ

郵便はがき 無料で差しあげます

郵便局では、身体障害者福祉強調運動の一環として次の要領で郵便はがきを無料で差し上げています。

重度の身体障害者(一級二級)で、同手帳をお持ちの満六歳以上の方に四月二十日以降、特別意匠(名称青い鳥)の美しいはがきをおひとりにつき二十枚差し上げます。

▽ご希望の方は
手帳をご持参のうえ、最寄りの郵便局にお申し出下さい。ご本人に代って代理

の方のお申し出でも、郵便によるお申し出でもけっこうです。(郵便による場合は、ご本人の手帳番号、級別、住所または居所、氏名生年月日をご記入のうえ押印して下さい)

▽受け付けは 四月一日から五月三十一日まで。

▽申込み用紙は 市内各郵便局と福祉事務所に備えてあります。

なお、詳しくは郵便局へおたずね下さい。
(五所川原郵便局)

係留犬と飼い犬 交換します

動物の保護と管理に関する法律および動物の愛護運動を高めるため、五所川原保健所に係留されている犬と飼い犬との交換、犬を飼育したい方への払い下げを行います。

▽とき 五月以降、毎月第三日曜日(午前10時から十二時まで)

▽ところ 五所川原保健所

なお、交換手数料などは不要です。

花と緑で 高まる国体



明るいまちに〈3〉

国体だより

日本人が外国人に劣るもの一つに公衆道徳が身についていないこともあげられます。一例を挙げれば、電話ボックスの電話帳が破られていたり、バス、駅の待合室の屑籠が利用されないで、足元に吸いながら紙屑などが投げ捨てられていたり、

切符売場に一列励行とボスターがあっても押し合うことが普通のようになっているのがみられます。

車中の座席のゆずり合いなどは殆んどみられなくなりました。同じ賃金を払い席をゆずるのがおかしいという顔をする人もあるようですが、老人や困っている人にゆずる相互扶助の精神をじっくり考えるべきだと思います。

理論よりも実行、自分よりもみんなのためにという心をもって尽くして行きたいものです。

各県の選手に「ご苦労さん」「がんばって」という一言が試合のはげみになり負けても勝つても心にのこり「五所川原の人は親切だ」という印象を胸に焼きつけることが出来れば、国体は成功したといってもよい。

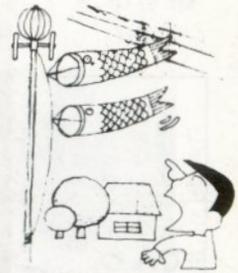
おしらせ

鯉のぼりのポールをたてるとき

電線に注意しよう

五月晴れの空に元氣よくおよぐ鯉のぼりは、誰れが見ても気持がよいものです。お子さまのすこやかな成長を願って、鯉のぼりをたてるお宅が多いことでしょう。

最近の鯉のぼりのポールは、金属製が多くなりまして、ポールをたてるとき、電線に触れたりすると思わ



ぬ事故につながります。

▽電線の近くに鯉のぼりのポールをたてるのはやめましょう。

▽ポールをたてるときは配電線、引込み線にくれぐれもご注意ください。

▽風になびいた鯉の尾の部分に電線に触れる場合もあります。十分注意しましょう。

みんなの「健康教室」へどうぞ

- ▽テーマ 「ノイローゼ」
- ▽とき 五月十三日(金)午後一時から
- ▽ところ 市中央公民館
- ▽主催 北五医師会、五所川原市民保健協議会

〈児童憲章〉

児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。

(市青少年問題協議会、市福祉事務所、市教育委員会、五所川原少年輔導協力会)

52 児童福祉週間

(5月5日～11日)

みんなが育てよう

次代を担おう

こどもたち

員連絡会)

第五回

子どもの祭典

(入場無料)

- ▽とき 五月五日(子どもの日)午前九時から
- ▽行事 歌、おどり、劇など(市民文化会館ホール)
- 子ども天国、写真、絵画、書道展など(市民文化会館二階)、フォークダンス、ゲームなど(市庁舎前お祭り広場)

転作を

進めましょう

お子さんのおいでをお待ちしています。

▽主催 市子ども会育成団体連合会、市中央公民館、子ども会リーダー会

米をとりまく情勢は非常にきびしくなっており、政府買上げ数量が生産量を大中に下回っておりますので、農家の皆さんは、この事情を十分理解されて、苗代跡地等は転作されるようお願いいたします。

くわしいことは、農林課へお問い合わせ下さい。

りんご、人工授粉で 結果を確保しましょう

今年の作柄を決める開花期が近づいてまいりました。適期をのがさず人工授粉を実施して良質のりんご生産を確保しましょう。

贈りものと税金

税務署だより



誕生日や結婚をすると贈りものをします。私たちの日常生活の中で贈りものをしたり、もらったりすることがよくあります。

税法では、もの(財産)をもらった人は税金を納めなければならぬと規定されています。贈与税というのがそれです。しかし、誕生日や結婚祝いをももらったからといって、その全部に税金がかかるわけではありません。贈与を受けた財産の額が年間(一月一日から十二月三十一日まで)六十万円を超えた場合に、その越えた部分の金額について税金がかかります。

申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十五日までです。なお、親子や夫婦などの親族間で、金銭のやりとり

相続と税金



なしに土地や家屋の名義を変えたり、ある時払いの催促なし」というような実際には贈与と認められる金銭の貸借があった場合には、贈与税がかかりますので、登記などをする前に最寄りの税務署か税務相談室で相談ください。

日本人の平均寿命も男七十二歳、女七十七歳と延びています。しかし、これくらいくから延びたとしても、不老不死は夢のまた夢。さて、人が亡くなりますと、その人が持っていた財産は、その人の子供などに引き継がれます。そのときにかかる税金、つまり、死亡した人の財産を相続や遺贈によってもらったときにかかる税金が相続税です。

の課税遺産額に、税率をかけて税額を求めます。例えば、相続人が妻と子供三人の場合は、三千六百万円までは税金がかかりません。

なお、相続税の計算は、非課税財産や税額控除など複雑になっていますので詳しいことは最寄りの税務署か税務相談室にお尋ねください。



広報紙の早期配布にご協力願います。